

仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金交付要綱
(令和4年12月1日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、厳しい経営状況に置かれている中小貨物自動車運送事業者に対して、市内物流機能の維持を図るため、燃料費高騰分への補助金を交付する事業（以下、「間接補助事業」という。）に関し、その実施主体（以下「補助事業者」という。）が要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法第2条に規定する事業で一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営む者で、会社法人のうち大企業（中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律〔昭和52年法律第74号〕第2条第2項に規定する大企業者をいう。）を除く中小企業及びその他の法人ならびに個人事業者をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第25項各号に掲げる法人は除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有している民間団体等であること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金額に千円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の対象期間)

第5条 補助金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日又は事業の廃止の承認を受けた日のいずれか早い日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、規則第4条に定める交付決定前についても対象期間とすることができる。

(市税の滞納がないことの確認等)

第6条 第3条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第7条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えるものとし、その提出期限は市長が別に定める日とする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請が到達してから15日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金交付決定書（様式第4号）により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、

補助金の額に変更を生じないもの

- 2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金事業変更等承認申請書（様式第5号、第6号）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 5 規則第5条第1項に定める条件のほか規則第5条第2項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 事業を行うため締結する契約は、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
 - (2) 補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金事業遂行状況報告書（様式第8号）により、速やかに市長に報告し、指示を受けること。

（申請の取下げ）

- 第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から15日を経過した日までに仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金補助金交付申請取下書（様式第9号）により行うものとする。

（状況報告）

- 第12条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は本市職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

（補助事業等の遂行等の指示）

- 第13条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
 - 3 前2項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金事業実績報告書(様式第10号)に次の書類を添えて、事業完了の日から15日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求書の様式は仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金概算払請求書(様式第15号)によるものとする。

2 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金交付請求書(様式第14号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した次の財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産
- 2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。
- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一から別表第八までに定める耐用年数を経過した場合
- 3 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金財産処分承認申請書(様式第16号)を市長に提出して行うものとする。
- 4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

- 第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して市長に協議しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 情報のうち間接補助事業者その他第三者の秘密情報については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏洩してはならない。

(間接補助事業の実施)

第24条 補助事業者は、間接補助事業に係る補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合において、間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、第12条及び第22条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業の交付手続き等について交付規程を定め、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 3 市長は、間接補助事業者が、間接補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、経済局長が別に定める日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

別表 1

区分	事業費 (間接補助金)	事務費 (直接補助金)
補助対象事業	<p>市内物流機能を維持するため、市内中小貨物自動車運送事業者に対し、事業用トラックの保有台数に応じて補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：定額 ・補助単価 <ul style="list-style-type: none"> 普通車：1台につき8万円 小型車：1台につき2万円 軽自動車：1台につき1万円 	<p>間接補助事業の実施に係る事務費（募集、審査、交付決定、補助金支出、広報、問い合わせ対応等）</p>
補助対象経費	<p>間接補助金の原資相当分</p>	<p>人件費、謝金、旅費、会場借料費、事務所借料費、印刷費、通信運搬費、事務機器リース費、消耗品費、雑役務費、振込手数料（間接補助金の支払いに係る分）、ホームページ作成、維持管理費、広報費、委託費、外注費、その他市長が必要と認める経費</p>
補助率	<p>10分の10以内</p>	<p>定額</p>
補助上限額	<p>521,940千円 かつ 予算の範囲内</p>	<p>45,000千円</p>